

○大田区文化芸術推進協議会運営要綱

平成28年3月31日

観国発第12374号区長決定

改正 平成29年8月7日29観文発第10534号区長決定

令和6年9月12日6ス文発第10644号区長決定

令和7年3月19日6ス文発第11380号区長決定

令和8年8月20日8地文発第10590号区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区附属機関の設置等に関する条例(令和7年条例第2号)の規定に基づき、大田区文化芸術推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、区長が任命又は委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文化芸術の推進に熱意と関心のある区民公募委員 2人以内
- (2) 文化団体に所属し現に活動している区民 1人
- (3) 自治会町会関係者 1人
- (4) 学識経験者 3人以内
- (5) 公益財団法人大田区文化振興協会事務局長 1人
- (6) 区議会議員 2人以内
- (7) 地域未来創造部長 1人
- (8) 地域未来創造部担当部長 1人
- (9) その他区長が必要と認める者 2人以内

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会長が必要と認めた場合は、ウェブ会議システム(情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)に接続して会議に参加することにより、出席したものとみなすことができる。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、区職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第6条 協議会は、文化芸術の推進に係る施策を検討するため、次に掲げる専門部会を設置することができる。

(1) 文化資源活用部会

(2) 文化プロモーション部会

2 専門部会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する。

(1) 文化資源活用部会 学識経験者、文化施設の代表者又は関係者、文化資源の利活用に係る実務

経験者、文化芸術の創作活動を行う者、文化芸術団体の関係者、行政機関の職員その他区長が認める者

- (2) 文化プロモーション部会 商店街振興、観光振興、メディア・広報又は文化芸術の振興に関する知見を有する者、庁内関係部の職員その他区長が認める者

(部会長)

第7条 専門部会には部会長を置くことができ、部員の互選によりこれを定める。

(会議の公開)

第8条 協議会及び専門部会の会議は、公開とする。ただし、協議会又は専門部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会及び専門部会の庶務は、地域未来創造部文化芸術推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。